

平成26年1月7日

中原区区民会議
議長 川連昌久様

二ヶ領用水・中原桃の会
会長 東 正 則



中原区区民会議における検討課題の要望書

中原区区民会議の皆様におかれましては、今年度区内の環境問題、とりわけ歴史や文化について取り組んでおられると聞き及んでおります。この課題は、幣会が今、抱えている課題であり、是非、区民会議で「中原区内桃並木の恒久保存」と「中原区の木を桃の木に推薦する」の二項目をご検討いただきたく、要望致します。

記

検討課題 < そのⅠ > 「中原区内桃並木の恒久保存」についての趣旨

中原区は、近年、武蔵小杉駅周辺の再開発が急ピッチで進み、生活環境が大きく変わろうとしており、伝統ある歴史や文化の継承が課題となっております。

明治・大正・昭和にかけて中原地域のほぼ全域で稲毛米など農産物が生産されていましたが、桃畑に切り替えられ、最盛期の昭和10年頃から昭和10年頃は、春には桃の花に彩られ「桃源郷」に住む思いであったと語られています。「西の岡山、東の神奈川」と二大生産地に挙げられ、なかでも昭和6年の収穫は、神奈川県内で中原が最高であったと言われています。しかし、太平洋戦争がおこり、戦時下の食糧増産のため昭和19年2月に国の「果樹作付け統制」により贅沢品として桃の木は切り倒され、再び主穀の田畑に転換されました。そして今では、ビルが乱立し「美しかった桃源郷・中原」を知る人々も数えるほどになっています。

私たち二ヶ領用水・中原桃の会では、1985（昭和60）年、どぶ川と化していた「二ヶ領用水の再生」と「むかし中原は桃の里」であったことを後世に残すため30年活動を続けてきました。用水内の川さらいをし、鯉を放流し、今では、二ヶ領用水にカルガモや鯉が泳いでいます。用水沿いの桃並木（用水沿い総合自治会館裏～竹橋上流が主）は10種類の花桃が咲き“神奈川の花桃の名所”として慕われ、本でも紹介されて、春には大勢の人が散策に訪れます。

しかし、樹齢を倍以上生きてきた桃並木は、立ち枯れが目立ち、瀕死の重傷です。最盛期700本を超えた梅・桃・桜の並木は、今500本近くに減少しています。幣会では、毎年新しい苗木を植樹し、消毒をし、毎月剪定や、立ち枯れの木々を伐採していますが、古い根が邪魔して、なかなか新しい木が根付きにくく、抜本的対策が必要です。

そこで、平成22年川崎市に「二ヶ領用水を川崎市の歴史土木遺産に認定」と「中原区内桃並木の恒久保存」を請願し、同年10月6日市議会本会議において、満場一致で趣旨採択されました。これに伴い川崎市の「総合基本計画」に“中原区内桃並木の恒久保存”と“樹木の更新”の件が、最重要事項として盛り込まれましたが、すでに請願から3年が過ぎ、桃並木はさらに衰退しています。私たち1ボランティア団体で維持管理・再生するには、限界です。桃並木の保存は、むかしの中原ののどかな良き時代の歴史継承を意味しております。

検討事項 < その 2 > 「中原区の木を桃の木に推薦する」に関する趣旨

中原区内の市議会議員の会合で、「中原区の木を桃の木に」といううれしい提案があり、「区民会議でも検討を」との発言があったそうです。そこで、この件が区民会議でご検討いただき「区の木に桃の木」が決まれば、上記<その 1>で述べた主旨の通り、末永く「むかし中原が桃源郷」で住みやすい素晴らしい地域であった事が後世に語り伝えられる事になります。

私たち二ヶ領用水・中原桃の会は、中原区（行政）と区民の方々と共に、今後も「二ヶ領用水と桃並木」を中原の街の水と緑のオアシスとして、保存する活動をしていきたいと考えております。

緊急課題として、上記二項目を貴区民会議におきまして検討いただけますようお願い申し上げます。

以 上

「川崎市区民会議 条例の解釈と運用の考え方」より抜粋 (平成24年4月1日改訂版)

《参考：自治基本条例第4条（基本理念）》

- 1 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。
 - (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
 - (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
 - (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自立的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

《参考：自治基本条例第5条（自治運営の基本原則）》

- 1 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。
 - (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

（名称）

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

【説明】

- ① 例えば、川崎区では「川崎区区民会議」となります。

（所掌事務）

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

【条例施行規則第2条（課題の選定）】

区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

【説明】

- ① 区民会議の主要な役割は、区における地域社会の課題を地域で解決を図るための方針及び方策についての調査審議を行うことです。
- ② 区民会議の主要な役割である、課題の解決を図るための調査審議に先立ち、区民会議には、区における地域社会の課題を様々な方法で的確に把握し、その中から区民会議の目的にふさわしい課題を選定し、調査審議を行うことが求められます。

【考え方】

① 所掌事務（役割）に対する委員の姿勢

委員には、区民会議が区民の参加と協働による地域社会の課題の解決のために調査審議する場であることを認識するとともに、自ら主体的に審議に参加する責任を自覚し、委員相互の議論を尽くすよう努めることが求められます。

② 調査審議の対象外

市議会への請願・陳情は、全市的な視点から市議会において審査され、議決機関としての意思決定がなされるものです。区民会議は、「地域の課題を地域で解決するために調査審議を行う」という目的に照らして審議課題を選定するものであり、請願・陳情と同一趣旨の事案を区民会議において審議することは、区民会議の目的に照らして、ふさわしくないと考えられることから、区民会議の調査審議の対象とはいたしません。

③ 他の審議会との関係

区民会議と他の審議会等との間では、審議される事案が重複する場合も想定されますが、区民会議としては、他の審議会の動向などをできるだけ把握し、連携・協力の方向で働きかけるなどして、効率的に審議する必要があります。

④ 諮問答申の形式

区民会議は、諮問事項に対して答申を行う形式を想定した機関ではありませんので、定型的な形式にとらわれることなく運営されます。

⑤ 審議結果の提出

区民会議の審議結果は、会議運営の透明性を確保するために、閲覧性、保存性を持たせた方法により、適切な時期に区長に提出するものとします。

区民会議の運営は、会議での委員の合意に基づいて自主的に行われるべきものですので、その時期や様式などは調査審議する課題によって異なります。

⑥ 審議課題の引継ぎ

区民会議における調査審議が継続中に委員の任期が終了する場合は、新たな委員による区民会議が、調査審議の継続について判断します。

（組織等）

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者

(2) 区民会議の委員に応募した者

(3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。